

## 行政行為の無効原因

最高裁昭和三年七月一八日大法廷判決  
(昭和二十五年(才)第一〇六号国籍不存在確認  
請求事件)

(民集一〇巻七号八九〇頁)

### 〈事実の概要〉

ガントレット氏は、明治三九年三月岡山市で英國人の長男として生まれ、その後も日本国内に居住し、大東亜戦争が始まった昭和十六年には第八高等学校の外人英語教師をしていました。戦時中敵国人であることによる生活の困難と迫害の恐怖のため、警察署特高主任の忠告もあり、昭和一七年五月、当時の国籍法に従い、内務大臣に帰化の許可を申請し、同一年二月六日許可が与えられ日本人になった。終戦後、同氏は、右の許可申請は憲法の圧迫強制によるものであり、また、英国人は戦時中敵国に帰化しても英國籍を失うものではないから、当時の国籍法七条二項五号の「国籍を有セス又ハ日本ノ国籍の取得ニ因リテ其国籍ヲ失フヘキコト」に該当しない者である等の理由により、帰化許可の無効を主張し、本訴を提起して、日本国籍を有しないことの確認を求めたのである。一審判決は、同氏の請求を棄却し、二審判決は、右国籍法七条二項五号に反する許可は当然無効であるとして、同氏の請求を容れ日本国籍を有しないことを確認する旨の判決を言い渡した。法務大臣は國を代表して、右二審判決を違法と主張して最高裁に上告した。

右帰化許可の効力を判断するについては、当時の状況をも考えなければならぬ。英國の一八七〇年の The Nationalization Act や一九一四年の The British Nationality and Status of Aliens Act でも、正規の手続を経て自らの志願により外国に帰化した英国人は英國臣民ではなくたものとみなされる趣旨の規定がある。わが国の現在の国籍法八条と同趣旨の規定である。しかるに、英國の『外国人ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ帰化ヲ為スコトヲ得』たのであり、同条二項の

判示しており、一九一四年の新法後も、この判例はなお維持されているものとされている。ガントレット氏も許可申請に際しては、このことを知らなかつたのであらう、戦時中英國の利益代表国であつたスイス国公使の、英國政府の見解として同氏が日本国籍を取得することに対し何等異議なく、同氏は日本の国籍の取得である。一審判決は、右国籍法七条二項五号により英國の国籍を失う旨の証明書を添付して許可を申請したのである。かくして、内務大臣の帰化許可があつたのであるが、その後昭和一八年四月スイス公使とを確認する旨の判決を言い渡した。法務大臣は國を代表して、右二審判決を違法と主張して最高裁に上告した。

右帰化許可の効力を判断するについては、当時の状況をも考えなければならない。英國の一八七〇年の The Nationalization Act や一九一四年の The British Nationality and Status of Aliens Act でも、正規の手続を経て自らの志願により外国に帰化した英國人は英國臣民ではないから、当時の国籍法七条二項五号の「国籍を有セス又ハ日本ノ国籍の取得ニ因リテ其国籍ヲ失フヘキコト」に該当しない者である等の理由により、帰化許可が与えられ日本人になった。終戦後、同氏は、右の許可申請は憲法の圧迫強制によるものであり、また、英國人は戦時中敵国に帰化しても英國籍を失うものではないから、当時の国籍法七条二項五号の規定がある。わが国の現在の国籍法八条と同趣旨の規定である。しかし、旧国籍法七条一項によれば、ここにいわゆる重大且つ明白なる違法といい得ないこと勿論だからである。

（判旨）

しかし、旧国籍法七条一項によれば、ここにいわゆる重大且つ明白なる違法といい得ないこと勿論だからである。（まして仮りに認定上の過誤ありとして

### III 行政行為

ジュリスト

（少數意見）  
「帰化の申請を許可せんとするには、  
旧国籍法七条二項五号の規定により、そ  
の申請人が無国籍であるか又は日本の国  
籍を取得することに因つて自動的に從来  
その者の有した外國籍を失うべきことを  
許可処分の有効要件と解するを相当とす  
る旨、並びに、本件では控訴人は原判示  
のごとく英國籍を失うものではなく、從  
つて、右の有効要件を欠き帰化の許可は  
当然無効である旨の原判決の判示は正当  
であると考える。」

も外国裁判例法上の解釈問題を包含する本  
件許可処分については、これを当然無効  
たらしむべき明白な違法ありとなし得な  
いこと一層明白であろう。）旧国籍法七  
条二項五号の規定が二重国籍の関係の発  
生を抑制せんとする法意に出でたもので  
あることは多言を要しないところである  
けれども、同法は必ずしも二重国籍の成  
立を絶対的に排除していなことは同法の  
一條の規定の存することによつても窺  
い得るのであるから、二重国籍関係の發  
生を理由として、法文上單に併列的に掲  
記されているに過ぎない一号乃至五号所  
定の条件中特に五号掲記の条件のみを提  
えでこれを許可処分の有効要件と解する  
ことはできない。」

解說

一 行政行為が違法に行なわれた場合に、違法であるからといって、その行政行為が常に無効であるとはいえないと同時に、場合によっては、その違法性の故に当該行政行為が当然に無効と考えられる場合も少なくない。換言すれば、行政行為に瑕疵がある場合に、その瑕疵が取消の原因になる場合と無効原因になる場合とのあるのであって、このことは、学説上も判例上も一般に認められているところである。行政行為が無効と考えられる場合は、行政機関または裁判所の取消をきたりで当然に無効であるというのであるから、関係者は、何時でも、また他の

現在の制度では、違法な行政行為によつて権利、利益を害されたと主張する者のために、抗告争訟提起の途が開かれてはいるが、抗告争訟の提起については、一般に、提起期間の制限を設けていることが現在において、両者の区別を必要とする原因だと考えている（右の期間の制限がない場合を想像すると、両者を区別する必要が全くないとはいえないが、その重要性は半減するであろう）。すなわち、抗告争訟提起期間経過後は、本来ならば関係者も、その行政行為の違法を主張できなくなるわけであるが、争訟提起期間を過ぎたからといって、その行為の効力を承認することが著しく正義に反する場合にも少なくないのであって、かかる場合に

て論する暇もない。現在の学説、判例では、重大明白な瑕疵は行政行為の無効原因になるが、重大明白でない瑕疵は取消原因になるだけであって無効原因にならないとするのが多い。本判決も「その違法が重大且つ明白である場合の外は、これを法律上当然無効となすべきではないのであり」と説明している。もっとも、下級審の判決のなかには、瑕疵が重大であれば、明白でなくとも、無効とすべき旨を判示しているものもあり、これに賛成する学者もある。しかし、いずれにせよ、右のように考えたところで、具体的な瑕疵を重大または明白といえるかどうかは、ケースごとに判断に苦しむ問題である。

「帰化の申請を許可せんとするには、  
旧国籍法第七条二項五号の規定により、そ  
の申請人が無国籍であるか又は日本の國  
籍を取得することに因つて自動的に從來  
その者の有した外國籍を失うべきことを  
許可処分の有効要件と解するを相當とす  
る旨、並びに、本件では控訴人は原判示  
のごとく英國籍を失うものではなく、從  
つて、右の有効要件を欠き帰化の許可は  
当然無効である旨の原判決の判示は正当  
であると考へる。」

張できるわけであるが、これに反し違法  
ではあるが無効でない場合には、行政機  
関の職権による取消または争訟の結果に  
よる取消のない限り有効とされるのであ  
るから、ある具体的な行政行為の瑕庇を  
いづれに考えるかは、結果において、大  
きな相違を来たすわけである。

それでは、取消原因たる瑕庇と無効原  
因たる瑕庇との間に本質的な差異がある  
のであるうか。学説上いろいろの議論ある  
が、わたくしは、かねがね本質的な  
区別はないものと考えている。わが國の

無効なものとし、その違法性の故に効力がないものと考えるのである。

## 二 行政行為の瑕疵を取消原因と考へるか無効原因と考えるかによつて結果に大きな違いがある以上、両者を区別する標準が欲しいとは誰しも考えるである。外国の立法例では、法令で無効すべき場合を規定しているものもあるが、わが国の法律で両者を区別する一般的の標準を定めたものはない。従来、学者は両者を区別する標準について、いろいろ論議をしているが、いま、それらについて

について、(1)主体に関する瑕疵(2)内容に関する瑕疵(3)手続に関する瑕疵(4)形式に関する瑕疵等に分説しているものが多い。右述の重大明白な瑕疵の有無は、右の内容に関する瑕疵について言われることが多い。内容に関する瑕疵には、行政行為の前提要件たる事実の誤認に基づく場合と根拠法令の解釈の誤りに因る場合とがある。法令の解釈に関する誤りでも無効原因にはならないとしている判決もあるけれども(昭和一三年一月二九日大審院判決、問題になることが多いのは、前前提要

